

## 第V章 ノン・ドメスティック・レイトの譲与税化とは？

### (1) “譲与税化”の理由

地方財政法（1988年法）により、前述したように、ノン・ドメスティック・レイトは“譲与税”となることとなったが、この変革の動機は、もっぱら、政治的な側面にあつたといってよいであろう。労働党支配の地方団体が高支出の財源をノン・ドメスティック・レイトの引き上げによって調達するという状況を打破しようとしたのである。地方団体の財源を奪う—あるいは、制約する—ことによって、その支出を抑制しようとしたのであった。これは、政府・保守党の次のような説明にも、現れているといえるであろう。

「現在、地方税の半額以上はノン・ドメスティック・レイトである。これは、地方税の値上げされてきた分の半分以上が企業によって支払われてきたということを意味する。いくつかの地域、とくに大都市では、企業は半分どころかもっと多額の税を払ってきた。しかも、企業は選挙権をもっておらず、そのために、レイトの引き上げに際して、企業の意見はしばしば無視されてきた。言い換えれば、地方団体は無責任にノン・ドメスティック・レイトを引き上げ、地方経済にダメージを与えてきた」<sup>(47)</sup>。

表11 ノン・ドメスティック・レイトの割合 (England)

	1982/83	1983/84	1984/85	1985/86	1986/87	1987/88
レイツ総額 (100万ポンド)	10,233	10,424	11,068	12,048	13,677	14,676
ドメスティック・レイト (%)	44.4	42.0	42.5	43.0	43.8	44.4
ノン・ドメスティック・レイト (%)	55.6	58.0	57.5	57.0	56.2	55.6

資料) Local Government Financial Statistics England, 1986/87, HMSO 1989

事実、表12に見るように、とくに労働党が政権をにぎっていることが多いロンドンの都心区（インナー・ロンドンといわれている地域）あるいは大都市圏のディストリクトにおいて、ノン・ドメスティック・レイトは上昇に次ぐ上昇を続けてきた。そして、地域により、税額が大幅に異なるという結果を生み出していた。たとえば、地方財政法（1988年法）制定の段階で、当時の環境大臣レドレー氏が次のような説明をしている。

「現在、地方団体は任意にノン・ドメスティック・レイトの税率を上げることができます。その結果、税率の高い地域と低い地域では、サービス内容がほとんど異ならないにもかかわらず、3:1というような違いが生じています。また、たとえばマンチェスター・ディストリクトと隣のトラッドフォード・ディストリクトを比べてみると、人口規模、財政規模、社会条件などが全くといってよいほども同じであるにもかかわらず、マンチェスター・ディストリクトの納税者はトラッドフォード・ディストリクトの納税者より60

%も高いノン・ドメスティック・レイトを払っております。これは不公平きわまりないものであります」<sup>(48)</sup>。

こうして、形式的にはノン・ドメスティック・レイトを公正なものとするために—すなわち 全国一律の税率とするために—また政治的には地方団体の高支出を財源面からコントロールするために、“譲与税化”されたのであった。

表12 ノン・ドメスティック・レイトの上昇率（指数）

	ロンドン区（バラ）			大都市圏 ティストリクト	地方圏 ティストリクト	全 課税団体
	インナー	アウター	全 区			
1974/75	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1975/76	148.5	144.7	147.5	121.9	124.5	130.6
1976/77	162.1	143.5	155.4	128.0	134.6	139.7
1977/78	177.5	148.9	167.5	142.4	150.2	153.9
1978/79	182.4	151.2	171.6	152.3	163.2	163.6
1979/80	196.5	175.3	190.3	174.5	185.3	184.7
1980/81	251.8	213.9	238.7	219.5	223.7	227.9
1981/82	326.7	273.2	308.1	278.4	252.3	275.2
1982/83	366.7	300.2	343.7	316.8	287.0	310.9
1983/84	406.3	324.5	377.8	331.2	301.7	331.0
1984/85	424.1	338.3	394.3	348.0	320.1	348.4
1985/86	436.3	369.4	413.0	388.6	342.3	373.4
1986/87	421.5	369.9	403.5	449.2	399.7	412.0

資料) Local Government Financial Statistics England 1986/87, HMSO 1989

## (2) “譲与税化”の内容

新ノン・ドメスティック・レイトの最大の特色は、その税率を中央政府が統一して決めるにしたという点にある。このため、「中央政府が決める」という点に重点を置いて“ナショナル・ノン・ドメスティック・レイト（NNDR）”と呼ばれる場合もあれば、「税率を統一して決める」という点に重点を置いて“統一された税金”すなわち“ユニファイド・ノン・ドメスティック・レイト（UNDR）”と呼ばれる場合もある。また、ノン・ドメスティック・レイトの大部分が企業税（ビジネス・レイト）であるところから、“統一ビジネスレイト（UBR）”と呼称される場合もある。

いずれにしても、新ノン・ドメスティック・レイトの導入により、イングランドのどの

地域に企業・事務所を構えても、同じ率の税金を払えばよいこととなった。（ウェールズは別の税率が適用される。スコットランドは法律も別）。

この新税を実施するための準備作業として、現在、課税基準となる資産価値の再評価を行っているが、計画通りには進んでいないようである。それはともかく、新しい税率（イングランド統一の税率）が1990年4月から適用され、5年毎に税率の変更が行われることになっている。

新税を徴収するのは、従来と同じ課税団体(charging authority)——ディストリクトならびにロンドンの区(borough)——である。これらのディストリクト（あるいは区）は、企業・事務所・商店などからレイトを徴収し、それを環境省に送付する。（ウェールズの場合は、ウェールズ省に送付する。）

環境省はそれをプールし、地方団体に全額を配分する。配分は、当該地方団体の人口に比例して行われる。その算出式は非常に単純で次の通りである<sup>(49)</sup>。

$$\frac{A \times B}{C}$$

‘A’は当該年度に配分されるノン・ドメスティック・レイトの総額

‘B’はそれぞれの地方団体の成人人口

‘C’はディストリクト（および区）の成人人口の総計である。

この配分方式に関しては、「地方団体は全く“えこひいきのない”基準にもとづいてノン・ドメスティック・レイトを受けることができる」<sup>(50)</sup>という点が強調されているようである。

いずれにしろ、この変革により、“得”をする地方団体と“損”をするところが出てくるはずであるが、イングランドの北部ならびに大都市の都心部に位置する企業・商店がかなりの得をすると予測されている。1989年7月19日に、当時の環境大臣リドレー氏が説明している。

「ビジネス・レイトの変更はとくにイングランド北部そして都心部の企業に影響を及ぼすと予測しています。たとえばシェフィールドでは35%、マンチェスターでは31%、リバプールでは28%以上、減額されるはずです。統一レイトは、とくに失業者が多い地域——そこでは高率のビジネス・レイトが経済復興の速度をにぶらせてきましたが——にとって朗報だろうと思います」<sup>(51)</sup>。

なお、以下のような施設はノン・ドメスティック・レイトを免税されている。

- ◇農業用施設
- ◇養殖場その他の漁業施設
- ◇宗教礼拝場
- ◇灯台、信号灯
- ◇下水道
- ◇公園
- ◇身障者用施設 等々

## 第Ⅵ章 セーフティネットとは何か？

### (1) セーフティネットの設置

地方財政法（1988年法）を制定した段階で、地方税の抜本的変革 すなわちコミュニティー・チャージの導入は、地方団体の納税者に大きな衝撃を与えるを得ないということが予測された。このため、政府は、税額の低い地域に住んでいる人々が税の引き上げに順応できるように、4年間の適合期間を設け、この間は税額の調整をして、これらの人々を保護するという方針をたてた。いわゆるセーフティネットの導入である。

そして、政府がその調整の具体的な手法—セーフティネット—として考えたのは、“得”をする地域の納税者から“得をする分”をとりあげ、それを“損”をする地域にまわすという手法、それによって“損”をする地域のダメージを緩和しようという手法であった。

言い換れば、国の補助金で税額の調整をするのではなく、地方団体間で調整を図ろうというもの、その意味では、水平的な調整を図ろうというものであった。このような政府のセーフティネットの構想は、法制定の段階では、ほとんど問題なく承認された。例外的に、法案を作成する際に、“得をする分”的取り上げに限度を設け、最高75ポンドにするというような修正があったぐらいであった。

### (2) セーフティネット反対論の噴出

ところが、1989年7月にはいると、突如として、セーフティネット反対論が保守党議員の間から噴出するようになった。この原因は、環境省が1988/89年の数値をもとにしてコミュニティー・チャージの額を計算し、それを、公表したことにあった。

表13は、ロンドンの区を保守党国會議員が選出されているかどうかで分かち、それらの区の住民が、セーフティネットによって、余分に税金を払うことになっているか、それとも、税額が少なくなっているかを、このときの環境省の計算にもとづいて整理したものである。

[セーフティネットの項で“+”となっているのは余計に税金を払わなければならないこと、すなわちセーフティネットに納付する立場にあることを意味し、“-”は税金が緩和されていること、すなわち助成される立場にあることを意味している。]

これをみると、保守党議員が選出されている区の場合、セーフティネットのために、ほとんどの区において、住民は余分の税金を払わなければならず、一方、保守党議員が選出されていない区の場合は、ほとんどの場合、住民が助成される立場にあることが分かる。

こうした状況は地方も同じであり、セーフティネットの最高納付額75ポンドを払わなければならない地域は、ほとんどの場合、保守党の選挙地盤であり、それに対して、セーフティネットの恩恵を受ける地域は圧倒的に労働党地盤のものが多い。

表13 保守党選挙区のセーフティネットの状況（ロンドン）

(保守党議員が選出されている区)

区	平均レート/1軒	(調整前)		(調整後)
		コミュニティー ・チャージ/1人	コミュニティー ・チャージ/1人	セーフティネット/1人
City of London	£ 688	476	488	+ 12
Kensington & Chelsea	582	340	384	+ 44
Lambeth	474	490	277	- 213
Lewisham	575	577	320	- 257
Southwark	452	515	269	- 246
Wandsworth	370	397	205	- 192
Westminster	793	373	448	+ 75
Barnet	673	230	305	+ 75
Bexley	384	190	191	+ 1
Brent	720	307	348	+ 41
Bromley	438	179	222	+ 43
Croydon	513	197	258	+ 61
Ealing	528	234	249	+ 15
Enfield	566	253	278	+ 24
Haringey	541	291	302	+ 11
Harrow	575	225	285	+ 60
Havering	474	205	228	+ 23
Hillingdon	529	242	261	+ 20
Hounslow	522	243	277	+ 34
Kingston-upon-Thames	522	228	267	+ 39
Merton	411	167	218	+ 51
Redbridge	407	161	200	+ 39
Sutton	531	231	270	+ 39
Waltham Forest	485	269	260	- 9

(保守党代議士が選出されていない区)

Camden	790	639	438	- 201
Greenwich	513	589	277	- 312
Hackney	623	578	347	- 231
Hammersmith & Fulham	457	473	267	- 206
Islington	597	480	326	- 154
Tower Hamlets	558	616	312	- 304
Barking & Dagenham	429	237	228	- 9
Newham	490	284	269	- 15
Richmond-upon-Thames	604	259	325	+ 66

資料) The Times, 7 July 1989, 及び Local Government Information Unit, LGIU guide to the Poll Tax, 1989 より作成。

注) これは1988-89年の数値をもとにして予測されたものであり、実際の数値とは異なる。また、これ以後、最終の政府予測値が1989年11月に公表されている。この最終予測値については、付録1を参照。

このような数字に保守党の議員が気付き、それに対して不満が噴出したのであった。サッチャー首相自体、彼女のフィンチエリー(Finchely)の選挙民が、セーフティネットのために、75ポンドも余計に払わなければならないと聞かされたときに狼狽(dismay)と驚きを表明したという報道すらあった。もっとも、これは、政府筋によってすぐに否定されたが...<sup>(52)</sup>。

ともかく、保守党のバックベンチャー(平議員)<sup>(53)</sup>たちは、セーフティネットが政府構想のまま実施されれば20以上の議席を失うことになり、また、1990年のロンドン区の選挙では大敗するにちがいないという理由のもとに、セーフティネットに強く反対するようになった。そして、政府の内外に、何らかの対応を示さなければならないという風潮が生まれてきた。タイムズ紙はこの頃の状況を次のように報道していた。

「政府は、セーフティネットの衝撃を和らげるための処置をしなければならないであろう。現在の計画のままでは、多くの保守党選挙区の住民に、最高75ポンドも、ポール・タックスを余計に払わせるという結果を招くことが確実であるからである」<sup>(54)</sup>。

### (3) 政府の対応(リドレー環境大臣の対応)

1989年7月19日、リドレー環境大臣が政府の新しい対応策を発表した。この対応策は、富裕地域の住民が最高75ポンドも余計に納めなければならないという状況を若干緩和しようというものであった。リドレー氏はいう。

「セーフティネットをもう一度見直すことにいたしました。現在の不公平な財政システムのもとで苦しんでいる地区が、新しいシステムによって救済されるのを数年またなければならないというのは間違います。しかし、同じように、新しいシステムのもとで最終的に高額の税金を納めなければならない地区が、最初の数年間、若干の緩和措置を受けるのは公平なことだと思います。そこで、従来の提案に若干の手直しをし、新システムのもとで税額が下がる地区的住民は、その減額分の半分をすぐに手に入れることができるようになります」<sup>(55)</sup>。

しかし、この緩和策は結局しわよせを国にもたらすもの、すなわち、税額調整の財源の多くを国庫補助金に求めるというものであった。このため、大蔵省が強く反発し、またリドレー氏が新構想発表の直後(7月24日)に環境大臣から通産大臣に移ったということもあって、この新構想は立ち消えになってしまった。

### (4) 政府の対応(バッテン環境大臣の対応)

1989年7月24日の内閣改造で、環境大臣にはパッテン氏(Christopher Patten)が就任した。そして、この交替を契機として、コミュニティー・チャージをもう一度最初から考え直すべきではないかというような雰囲気も出てきたが、自治大臣（閣外大臣）のハント氏(David Hunt)が政府を代表してコミュニティー・チャージを次のように支持し、論点は、レドレー時代と同じく、セーフティネットに絞られることになった。

「私は、コミュニティー・チャージを公平でベターなシステムであると信じ、それを実施しようと決意しています」<sup>(56)</sup>。

こうした動きのなかで、保守党バックベンチャーのリーダーとしてセーフティネット反対のキャンペーンを展開していたボイソン氏(Sir Rhodes Boyson)が真っ先に対応した。セーフティネットによって保守党議員の落選が予想される25の選挙区のリストを作成し、「セーフティネットは保守党にとっては政治的自殺に等しい」「どうしても税額調整をするというのであれば、それは国庫補助金によって行うべき」<sup>(57)</sup>という警告をパッテン新環境大臣にしたのであった。

国庫補助金によって税額の調整をする——税額が急騰する地域を助成して、税額の引き上げを緩和する——ことは、保守党議員のほとんどが認めるところであった。保守党議員にとって困るのは、自分たちの選挙区の住民に余計な負担を押しつけることであったからである。問題は、多額の国庫補助金によってインフレーションが引き起こされるのではないかという点を懸念する大蔵省の反発であった<sup>(58)</sup>。

かくして、環境省と大蔵省の折衝が続き、結局、10月のはじめに、大蔵省が内閣の圧力を受けて、13億ポンドの国庫補助金を交付することを決定した<sup>(59)</sup>。そして、10月11日の保守党大会で自治大臣（閣外大臣）ハント氏が、ポール・タックス実施の2年目から、税額調整を国庫補助金で行うというセーフティネットの議歩案を発表した。ある新聞は次のように報道していた。

「今や、1991年4月から、127の高支出地方団体の保護が、236の低支出地方団体の住民によってではなく、大蔵省によって行われることとなった」<sup>(60)</sup>。

しかし、この議歩によって、保守党議員の問題がすべて解決したわけではなかった。この議歩はコミュニティー・チャージ実施の最初の年には適用され、言い換えれば、最初の年は低支出地方団体の住民が余計に税金を払わなければならないからである。たとえば、「バーミンガムの住民はどうして60ポンドも余計に払わなければならないのか」<sup>(61)</sup>という疑問が、この後も、頻繁に出されている。

また、コミュニティー・チャージの導入によって、税額が大きく上がる地域を抱えている議員の反発も相変わらず大きい。セーフティネット反対のキャンペーンをはってきたボイソン氏は、次のように警告している。

「保守党の議席を失う可能性がもっとも高い20地域のうち、19地域の住民は、レイトの廃止によって税額が大きく上がる情勢にある」<sup>(62)</sup>。

政府は、10月にハント氏が発表した議歩策が最終の決断であり、コミュニティー・チャージの導入を断固として実行していくと宣言しているが<sup>(63)</sup>、12月現在においても、まだ波乱が起りそうな雰囲気である。

(1) 女王認可 (Royal Assent)を受け、地方財政法 (1988年法)の制定が確定した日時である。ただし、この法律が適用されるのはイングランドとウェールズのみであり、スコットランドの場合は、すでに、1989年度から新しいコミュニティ・チャージが実施されつつある。

蛇足とも思われるが、英国 (ブリティン) はイングランド、ウェールズ、スコットランド、それに北アイルランドの4つの王国の連合体、ユナイテッド・キングダムである。このうちイングランドはいわば政府の直轄国であり、各省庁が直接的に管轄している。たとえば、イングランドの地方自治・地方財政を管轄しているのは環境省 (Department of Environment) である。それに対し、スコットランドや北アイルランドの場合は、スコットランド省あるいは北アイルランド省というものがあり、そのなかに、中央政府の各省に当るような部局が別に設けられている。いわばスコットランドや北アイルランドの政府全体が、英国の政府の一部になっているわけである。このため、法律も別に制定されており、一スコットランドや北アイルランドに適用される法律は、一般に、たとえば地方財政(スコットランド)法というよう、その旨が明示されている。そうした名称がついていない法律はイングランドに適用される法律とかんがえてほぼ間違いがない。

ただし、ウェールズの場合は、ウェールズ省というものがあり一応はイングランドと別の扱いを受けているが、実際には、ほとんどおなじ扱いを受けていることが多く、イングランドの法律がほとんどそのまま、ウェールズにも適用されている。このペーパーの対象となっている地方財政法 (1988年法) も例外ではない。したがって、このペーパーでは、もっぱらイングランドを中心に考察するが、ウェールズにもほぼそのままあてはまると考えてもらってよいはずである。

(2) 1988年3月5日に開催された保守党地方団体会議 (Conservative Local Government Conference) でのサッチャー首相の演説。

(3) 内貴滋「サッチャー首相と新しい地方制度」 (『地方自治』479~490号、1987年10~1988年9月) は、地方財政法の変革内容を法案段階で分析している。また、最近の日本での論文発表状況をみていないので、これ以外にも論文が存在する可能性は十分にある。

- (4) Margaret Thatcher; *Speeches to the Conservative Party Conference 1975-1988*, Conservative Political Centre, 1989. pp.52-3.
- (5) Central Office of Information, Britain 1989 - An Official Handbook, HMSO p.363. これは、日本との対比で言えば、あるいは予想外に少ないともいえるが、客観的には非常に大きい数値をいわなければなるまい。
- (6) 1985年法のもとになった1983年10月の白書 (*Streamlining the Cities*)に、「大ondon府は不必要であり、無駄以外のなにものでもない」と説明されている。
- (7) Tony Travers, 'Community Charge and other Financial Changes', John Stewart and Gerry Stoker ed., *The Future Government*, 1989, p.11.
- (8) ibid., p.10.
- (9) Ibid., p.11.
- (10) Ibid., p.11.
- (11) Conservative Research Department, *Local Government Finance; Politics Today*, No. 16, 22nd September 1988. pp.327-8. イングランドとウェールズの前回のレイト評価は1973年であり、実態とすっかり違っているという。
- (12) このきっかけとなったのは、右派系のシンク・タンクとして著名なアダム・スミス研究所 (Adam Smith Institute) の提言であったといわれて入る。(Tony Travers, 'Community Charge and other Financial Charges', p.12.) いずれにしろ、1986年1月にグリーン・ペーパー (*Paying for Local Government*) が出され、翌年12月に国会に提出、1988年7月に女王裁可があり、ポール・タックスを導入する地方財政法が制定された。
- なお、スコットランドの場合は、1986年11月に、国会の審議にかけられ、翌年5月に女王裁可があった。そして、今年(1989年)4月からドメスティック・レイトが廃止され、コミュニティー・チャージ(いわゆるポール・タックス)が実施されている。
- (13) Nicholas Ridley の 1987年12月16日の下院での発言。House of Commons Official Report (Hansard) 16 December 1987, col.1115.
- (14) Labour Co-ordinating Committee, *Labour Councils in the Cold*, January 1988, p.7.
- (15) Nicholas Ridley の12月16日の国会での発言や保守党本部の解説 (Conservative Research Department, *Local Government Finance*, 1988, p.327)など参照。
- (16) Michael Mates の1988年4月18日の発言。Hansard, 18 April 1988, col.1578.
- (17) Nicholas Ridley の1988年4月18日の発言。Ibid., col.1581.

- (18) 'Paying for local government', HMSO, Cmnd. 9714, January 1986.
- (19) Conservative Research Department, 'Local Government Finance', Politics Today No. 16, 22nd September 1988, p.334.
- ただし、19才の子供でAレベルをとるために学校に留年している者（日本の大学浪人に当るか？）の場合は、学生の“割引き”を受けることができず、新聞（タイムズ）によると、環境省はこのような子供に関しては、「生活の面倒をみている者が支払う義務を負う」と解しているとのことである。（The Times, 17 July 1989）また、1988年6月13日の下院で、当時のリドレー環境大臣が「生活費と同じ懐から支払われることになろう」と説明している。（House of Commons, Written Answers, Hansard 13 June 1988, Col. 19）。
- (20) セカンド・ハウスに特別のコミュニティ・チャージを課す根拠としては、次のような点があげられている。住まいとして使われない場合も、消防、警察、道路などのサービスが必要である。また、所有者は1年のうち何日かそこに滞在するが、その期間は、他のサービスも必要とする。このため、滞在日数を計算して、日割りでパーソナル・コミュニティ・チャージを課すのは実際的でなく、また、税金を全く課さないのも、所有者に利益を与え過ぎる、等々。（たとえば、Conservative Research Department, Local Government Finance, 1988, p.335 参照）。
- (21) Local Government Information Unit, LGIU guide to the Poll Tax, 1989, p.8.
- (22) The Times 15 July 1989.
- (23) Department of the Environment, You and the Community Charge ; Exemptions, (コミュニティ・チャージ実施のためのリーフレット) p.8.
- (24) Department of the Environment, You and the Community Charge ; Rebates, (コミュニティ・チャージ実施のためのリーフレット) pp.4~5.
- (25) Conservative Research Department, Local Government Finance, 1988, p.331.

- (26) Time Out, August 2-9 1989
- (27) 環境省の政務次官が1989年9月20日に「多くの地域で90%以上の登録をみた。しかも、これは農村部だけではなく、都市部の現象でもある」(The Daily Telegraph, 14 October 1989)と語っていた。さらに12月に入ると、環境省の発表では100%の登録とされ、所によつては102%とか104%とかの登録もあると発表されたが(The Times, 12 December 1989)、このような数字が本当に信用できるのか否か、はなはだ疑問である。
- 1989年度からポール・タックスを実施しているスコットランドの場合、実施後4ヶ月経った時点でも、60万の人々が納税しておらず、地域によつては20%近い人々が納税者登録をしていないという(The Times, 21 September 1989)。
- 住民の把握がはっきりとできていないイングランドにおいては、これと同じ現象が生じても決して不思議ではなかろう。むしろ、そのほうが自然というべきであると思われる。
- (28) The Sunday Times, 5 November 1989
- (29) ibid.
- (30) Conservative Research Department, 'Local Government Finance', Politics Today No. 16, 22nd September 1988, p.336
- (31) 当時の環境大臣リドレー氏(Peter Ridley)の下院での説明。(House of Commons Official Report (Hansard) 19 July 1989)。
- (32) 環境大臣パッテン氏(Christopher Patten)が発表。The Times, 6 November 1989.
- (33) たとえば Evening Standard, 1 December 1989 に“ロンドン人に警告”というタイトルでこの数値の現実離れぶりを報道している。
- (34) 1989年7月19日のリドレー環境大臣の新聞記者に対する発表。新聞記者に配布した文書より引用。
- (35) Mr Bryan Gould (Chief Opposition Spokesman on the Environment)の発言。The Times, 7 November 1989.
- (36) The Times, 7 November 1989.
- (37) Mr Peter Brooke(当時、保守党幹事長), Speech to Conservative Local Government Conference, London, 5th March 1988.

- (38) 環境省には大臣が4人おり、自治大臣(Minister for Local Government and Inner cities)はそのなかの1人である。この大臣は閣僚ではなく、いわゆる閣外大臣ということになる。環境省の閣僚は環境大臣(Secretary of State for Environment)である。
- (39) Mr David Hunt の1989年7月25日の下院での発言。House of Commons Official Report (Hansard)
- (40) Conservative Research Department, Local Government Finance (Politics Today) No.16, 22nd September 1988, pp.330-331
- (41) ibid., p.332
- (42) ibid., p.342
- (43) ibid., p.343
- (44) House of Commons Official Report (Hansard), 21 April 1988
- (45) Conservative research Department, Local Government Finance, p.330
- (46) Local Government Information Unit, LGIU guide to the Poll Tax, 1989, p.42

- (47) Conservative Research Department, Local Government Finance ,p.339.
- (48) Nicholas Ridley の下院での発言。House of Commons Official Report (Hansard)  
16 September 1987.  
さらに、リドレーは翌年の4月の下院で、「ワルトハム・フォーレスト区（労働党支配）で企業主や商店主になにが起こったか知っていますか。そこでは、今年、企業税が68%も上がっています。また、労働党党首の住むイーリング区では昨年60%もあがっています」と話していた。 [House of Commons Official Report (Hansard), 21 April 1988.]
- (49) LGIU guide to the POLL Tax 1989, p.26
- (50) Conservative Research Development, Local Government Finance, p.341.
- (51) Nicholas Ridley の記者会見での説明。!9 July 1989,(配布資料による)。

(52) The Times, 7 July 1989

(53) 英国の下院は、政権党と野党が机なし向かい合って座っているが、前の席（フロントベンチ）には、政権党の場合は首相以下、閣僚、大臣、政務次官、幹事長など幹部が座り、野党の場合はいわゆる影の内閣の面々が座る。このため、これらの幹部議員はフロントベンチャーと呼ばれ、一方、何の役職にもついていない議員は後ろの席（バックベンチ）に座るので、バックベンチャーといわれている。

(54) The Times 8 July 1989

(55) 下院での説明。Parliamentary Debate (Hansard) 19 July 1989

(56) 下院での表明。House of Commons Official Report (Hansard) 25 July 1989

(57) The Independent 26 July 1989

(58) The Times 19 July 1989

(59) The Independent 12 October 1989

(60) The Guaedian 12 October 1989

(61) The Times 7 November 1989

(62) ibid.,

(63) The Independent 12 October 1989